

# 「武川中学校いじめ防止基本方針」

北杜市立武川中学校

## 1. いじめ問題に関する基本的な考え方

はじめに

いじめは、決して許される行為ではありません。しかし、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こりうることであり、どの子供も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければなりません。

いじめは、いじめを受けた生徒の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがあります。すべての生徒がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要があります。

いじめ問題は、校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていく必要があります。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のために日々取り組んでいく必要があります。

いじめ防止対策推進法(平成25年 法律第71号)第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針に基づき、武川中学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を策定しました。

### 1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法第2条1項を参照)

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒や、塾やスポーツクラブ等当該生徒が係わっている仲間や集団(グループ)など、当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

けんかやふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

### 2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に認識して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも、どの学級にも起こりうることである。

(3) いじめは、大人の気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4) いじめは、様々な態様がある。

(5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6) いじめは、教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である。

(8) いじめは、家庭教育の在り方と大きな関わりを有している。

(9) いじめは、学校、家庭、社会、など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

## 2. いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行います。

### 1 「いじめ防止対策委員会」の構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等で構成する。なお、必要に応じて有識者や専門家を加える。

### 2 「いじめ防止対策委員会」の役割

本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するを行う。

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

### 3 「いじめ防止対策委員会」は、学期に1回以上開催する。

いじめ防止対策委員会の対応は職員会議等において報告し周知徹底させる。

## 3. 未然防止の取組

いじめ問題において、「いじめが起こらない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要です。

未然防止の基本は、好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことです。

すべての生徒が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなるはずです。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての生徒に集団に一員としての自覚や自信を育て互いを認め合える人間関係/学校風土を作り出していく。

### <生徒に対して>

- ・生徒一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・思いやりの心や生徒一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級指導を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を生徒が持つよう様々な活動の中で指導する。
- ・見て見ないふりをする(傍観者)ことは、「いじめ」をしていることにつながること 「いじめ」を見たら、先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。さらに、発達障害を含む障害のある生徒、外国から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係わる生徒、東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所

事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に当該生徒の特徴を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ インターネット上のいじめへの対応の充実を図る。
- ・ インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを理解させる。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害にあたることを理解させる。
- ・

#### <教職員に対して>

- ・ 生徒一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・ 生徒が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ・ 生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ・ 「いじめは決して許さない」という姿勢をさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・ 生徒一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ・ 生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・ 「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・ 問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

#### <学校全体として>

- ・ 全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・ いじめに関するアンケート調査を学期に1回実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・ 「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・ 校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを生徒に伝える。
- ・ 「いじめ問題」に関して生徒会として取り組みを行う。
- ・ いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と対応・対策を関係機関と連携する。

#### <保護者・地域に対して>

- ・ 生徒が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- ・ 「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、地域道徳授業公開、学校運営協議会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

### 4. 早期発見の取組

いじめは、早期発見が早期解決につながります。

早期発見のために、日頃から教職員が生徒との信頼関係を構築することに努めることが大切です。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要があります。生徒たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取れる感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることができます。

日頃から、生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つようにします。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握に取り組みます。

生徒に関わることを保護者とも連携して情報を収集するように努めます。

### 早期発見のための手だて

- ①アンケート調査・学期1回の実施(必要に応じても実施)し、実態把握をする。
- ②個人ノート、生活ノート、日記
- ③二者懇談・三者懇談・家庭訪問
- ④教育相談
- ⑤日々の観察
- ⑥保健室の様子
- ⑦本人からの相談
- ⑧友人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪地域の方からの相談

### 早期の解決への取り組み

- ・ 教員が気づいたあるいは生徒や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ・ 事実関係を把握する際には、いじめ防止対策委員会で情報を教職員間で共有し組織的な体制のもとに行う。
- ・ いじめている生徒に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・ いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめていることに気づかせるような指導を行う。
- ・ いじめてしまう気持ちを聞き、その生徒の心の安定を図る指導を行う。
- ・ 事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

### 5. いじめへの対処

#### 1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込みず、速やかに「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。

その際、謝罪や責任を形式的に問うことなく主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関連機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも下記(1)と(2)の2つの要件が満たされている必要がある。これらの要件が満たされている場合であっても、他の事情も勘案して判断するものとする。

#### (1) いじめに関わる行為がやんでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

いじめの被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

## (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに関わる行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめ被害生徒及び、加害生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## 2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

### <重大事態発生と調査>

いじめの重大事態については、本基本方針及び令和6年8月に改訂されたの「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(文部科学省「重大事態ガイドライン」という。)により適切に対応する。

### <重大な事案が発生した場合>

速やかに北杜市教育委員会に報告し、指示に従って必要な対応を行う。

(1) 学校の下に、重大事態の調査組織「いじめ対策防止委員会」を常時設置

(2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

#### ① 調査を要する重大事態の例

##### <いじめにより、生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき>

- ・ 生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な損害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合

##### <いじめにより、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき>

- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も市教育委員会又は学校の判断で重大事態と捉える。

##### <生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立があったとき>

- ・ 生徒や保護者からの申立は、学校が把握していない極めて重要な可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

#### ② いじめられた生徒が自殺した場合の対応

- ・ その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなつた生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の意思に十分配慮しながら行う。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)」(平成26年7月文部科学省/児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)を参考とする。
- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であつて、

当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

(3)いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供

(4)調査結果を北杜市教育委員会に報告

(5)調査結果を踏まえた必要な措置

3 いじめられた生徒及びその保護者への支援

4 いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 インターネット上のいじめへの対応

## 6. その他の留意事項

### 1 組織的な指導体制

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。

一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめの防止等の対策のための組織」で情報を共有し、組織的に対応することが必要です。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要があります。

### 2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また、学級活動や特別の教科道徳などについて研修し、望ましい言語・集団活動について研修を行う。さらに、Q—U 検査等の結果を生かし、人間関係づくりについての研修を行う。

### 3 校務の効率化

生徒と向き合う時間を確保するために、公務全般についての検討を行い、事務処理の効率化や行事反省による活動内容の精選を図る。

### 4 学校評価

学校自己評価においては、年度毎の取組について、生徒、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、PDCAサイクルを生かし、次年度の取組を改善していく。

### 5 地域や家庭との連携について

地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTA や地域の会合等で、いじめ問題など健全育成について話し合いを進めることをお願いする。

### 6 警察との連携について

いじめを犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、いじめ防止対策推進法第 23 条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

令和7年11月10日追加  
令和7年11月10日改訂

(別表) 武川中学校いじめ防止指導計画

いじめ未然防止や早期発見のために、学校全体で組織的、計画的に取り組む。年度当初に年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

|                  | 4月         | 5月        | 6月     | 7月       | 8月             | 9月         |
|------------------|------------|-----------|--------|----------|----------------|------------|
| 会議               | いじめ防止対策委員会 | 教育相談機関    |        |          | 教員研修           | いじめ防止対策委員会 |
| 防止対策             | 保護者会等で啓発   | ネット犯罪防止教室 |        |          | 人権教室           |            |
| 早期発見             |            | いじめアンケート  | Q-U 検査 | いじめアンケート | 保護者アンケート(学校評価) |            |
| 事案発生時に、緊急対応会議の開催 |            |           |        |          |                |            |

|                  | 10月      | 11月      | 12月      | 1月             | 2月       | 3月 |
|------------------|----------|----------|----------|----------------|----------|----|
| 会議               |          |          | 教育相談機関   | いじめ防止対策委員会     |          |    |
| 防止対策             |          | 保護者会等で啓発 |          |                |          |    |
| 早期発見             | いじめアンケート | Q-U 検査   | いじめアンケート | 保護者アンケート(学校評価) | いじめアンケート |    |
| 事案発生時に、緊急対応会議の開催 |          |          |          |                |          |    |
| 防止対策             |          | 保護者会等で啓発 |          |                |          |    |
| 早期発見             | いじめアンケート | Q-U 検査   | いじめアンケート | 保護者アンケート(学校評価) | いじめアンケート |    |

## 心の居場所に関する調査

武川中学校

[ ]年[ ]番 氏名[ ]

いじめの定義は次のようにになっています。

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、児童生徒自身が心身の苦痛を感じているもの。」です。起きた場所は学校の内外を問わないものというのが定義です。

生徒の皆さんから信頼される学校、安心して悩みや不安にも立ち向かう居場所となる学校、いじめのない関わり合いのできる学校を目指したいと思っています。今回は10月中旬から今までです。過ぎたことでも改善されていないとかであれば回答してください。

小さなことでも心配なこと、気になることは教えてください。今言える範囲でかまいません。

伝えてくれた生徒の皆さんと解決に向けて一緒に考えていきます。

## 2年生用 武川中生徒の悩み困りごと調査（令和6年度2学期後半）回答は12月6日までにお願いします。 よ。

いじめの定義は次のようにになっています。

「いじめ」とは、「当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、児童生徒自身が心身の苦痛を感じているもの。」です。起きた場所は学校の内外を問わないものというのが定義です。

生徒の皆さんから信頼される学校、安心して悩みや不安にも立ち向かう居場所となる学校、いじめのない関わり合いのできる学校を目指したいと思っています。今回は10月中旬から今までです。過ぎたことでも改善されていないとかであれば回答してください。

小さなことでも心配なこと、気になることは教えてください。今言える範囲でかまいません。

伝えてくれた生徒の皆さんと解決に向けて一緒に考えていきます。

\* 必須

\* このフォームでは名前の記録を行います、名前を入力してください。

1. 1から9までは、あなた自身のことなどで答えてください。10月20日ごろから今まで「いじめられた」「いじめられたかもしれない」と感じたことはありましたか。\*

- 「あった」、又は「ある」
- 「なかった」、又は「ない」

2. その「いじめられた」「いじめられたかもしれない」とはどのようなことでしたが。2つ以上答える構いません

- ア 無視や仲間外れ
- イ 避けられる
- ウ 物を隠された、又は物にいたずらされた、取られた
- エ 冷やかしやからかい
- オ 悪口やおどし、文句を言われた
- カ ひどい内容の手紙やライン
- キ 軽くぶつかってたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりした
- ク 強くぶつかってたり、叩かれたり、蹴られたりした
- ケ 金品をたかられる

4. その行為は、何人の人から受けましたか。

1人

2人以上

5. その行為をしたのは誰ですか。

6. そのことを誰かに話したこと、相談したことはありますか

ある

ない

7. その話をしたり、相談を聞いてくれたのは誰ですか

ア 友だち

イ 家の人

ウ 学校の先生

エ その他

8. 今はどんな状況になっていますか。具体的に教えてください

9. そのことをどうしたいと思いますか

自分の力で解決したい

誰でもいいから解決してほしい

解決の方法について相談したい

相談したいが相談する人がいない

どうすればいいかわからない

11. その「いじめかも知れない」とはどのようなことでしたが。2つ以上答えても構いません

- ア 無視や仲間外れ
- イ 避けられる
- ウ 物を隠された、又は物にいたずらされた、取られた
- エ 冷やかしやからかい
- オ 悪口やおどし、文句を言われた
- カ ひどい内容の手紙やライン
- キ 軽くぶつかってきたり、遊ぶふりして叩かれたり、蹴られたりした
- ク 強くぶつかってきたり、叩かれたり、蹴られたりした
- ケ 金品をたかられる
- コ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりした
- ハ その他

12. あなたが「いじめられている人を見た『いじめかもしれない』と思ったのは、いつごろのことでしたか？

- だいたい10月のこと
- だいたい11月のこと
- 10月より前のこと

13. そのいじめのような行為は、何人の人が行っていましたか。

- 1人
- 2人以上

14. そのことを誰かに話したこと、相談したことはありますか

- ある
- ない

17. そのことをどうしらいいと思いますか

- 自分の力で解決してほしい
- 誰でもいいから解決してほしい
- 解決の方法について先生に相談したい
- 相談したいが相談する人がいない
- どうすればいいかわからない

18. 二学期になってから今までの生活の中で、あなたにとって心配なことや困っていることはありますか。\*

- ある
- ない

19. それはどんなことですか。短文でも構いません。例…数学がわからない

20. あなたの知っている生徒の中で何か困っていることがある人がいますか。前回の調査のあとから今まで\*

- いる
- いません

21. その人が困っていることはどんなことだと思いますか

- 家族関係の困りごと
- 友だち関係の困りごと
- 学習や成績関係のこと
- ネットでの交友関係のこと
- 部活動や習い事関係のこと
- その他